

# 平成30年第1回長南町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年3月6日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1 号 長南町放課後児童クラブ設置条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 号 長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 号 長南町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 号 長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 9 号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 10 号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 11 号 諸収入金の督促手数料及び滞納金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 12 号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 13 号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 14 号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 15 号 長南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 16 号 長南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 17 号 財産の無償貸付につき議決を求ることについて
- 日程第 19 議案第 18 号 長南町道路線の廃止について
- 日程第 20 議案第 19 号 長南町道路線の変更について
- 日程第 21 議案第 20 号 長南町道路線の認定について

- 日程第22 議案第21号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第5号）について  
日程第23 議案第22号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第24 議案第23号 平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
日程第25 議案第24号 平成29年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第26 議案第25号 平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第27 議案第26号 平成29年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）について  
日程第28 議案第27号 平成30年度長南町一般会計予算について  
日程第29 議案第28号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計予算について  
日程第30 議案第29号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第31 議案第30号 平成30年度長南町介護保険特別会計予算について  
日程第32 議案第31号 平成30年度長南町笠森靈園事業特別会計予算について  
日程第33 議案第32号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について  
日程第34 議案第33号 平成30年度長南町ガス事業会計予算について  
日程第35 調問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて  
日程第36 発議第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書提出について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（14名）

1番	林	義	博	君	2番	小	幡	安	信	君	
3番	岩	瀬	康	陽	君	4番	御	園	生	明	君
5番	松	野	唱	平	君	6番	河	野	康	二郎	君
7番	森	川	剛	典	君	8番	大	倉	正	幸	君
9番	板	倉	正	勝	君	10番	左		一	郎	君
11番	加	藤	喜	男	君	12番	丸	島	な	か	君
13番	和	田	和	夫	君	14番	松	崎	剛	忠	君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副町長	麻生	由雄	君
教育長	小高	憲二	君	総務課長	常泉	秀雄	君
企画政策課長	田中	英司	君	財政課長	土橋	博美	君

税務住民課長	仁 茂 田 宏 子 君	保健福祉課長	荒 井 清 志 君
産業振興課長	岩 崎 彰 君	農地保全課長	松 坂 和 俊 君
建設環境課長	唐 鎌 伸 康 君	ガス課長	大 杉 孝 君
学校教育課長	浅 生 博 之 君	学校教育課主幹	佐 藤 功 君
生涯学習課長	岩 崎 利 之 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 大塙孝一 書記 山本和人  
書記 片岡勤

---

### ◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成30年第1回長南町議会定例会第6日目の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

### ◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、御園生 明君ほか3名から発議1件を受理しましたので、報告します。

なお、受理した発議については、お手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第2、議案第1号 長南町放課後児童クラブ設置条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 一、二点教えていただきたいと思います。

今回ご説明では、今、新たにつくっておりますところに児童クラブができるということで、条例をつくるということをございます。

このクラブ活動といいますか、はその前から行われておって、もと長南幼稚園で行われてきたわけですが、今になって条例を制定しなくてはいけないのか、もっとその前から必要ではなかったのかというのが1点と、あと第3条で対象児童ということで、児童クラブを利用できる者は原則としてという文言が入っていますが、この原則として入れた、この辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 児童クラブは現在、長南町児童クラブ実施要綱により事業を実施しておりますが、今般、国・県の補助金を活用し公共施設として整備しましたので、設置条例を制定し、名称、位置を明らかにするものです。

以前から設置条例が必要であったかどうかですが、現在普通財産である旧幼稚園を仮に利用しているもので、正式というものではなかったため、その位置を条例で制定するまでに至らなかつたと理解します。

もう1点目の、原則という形をなぜ原則かということですが、この条例は一応保育所等でも使っている対象者というような形になっておりますので、今回改めて入所制限ということで、対象児童を決めさせていただいているというもので、特にこの原則ということについては、このとおりという形になります。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　いいですか、加藤君。

○11番（加藤喜男君）　はい。

○議長（板倉正勝君）　ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号　長南町放課後児童クラブ設置条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第3、議案第2号　長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君）　法人、4法人ということでございました。参考までに、4法人の事業者名が出れば教えていただきたい。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）　今現在の指定居宅介護事業所は幾つあるかというご質問だと思いますが、4カ所ございます。

ザイクスヒル長南、芝原です。上埴生の郷、長南地区にあります。あと町社会福祉協議会、あと笑楽といいまして、これは小沢にあります。以上4つでございます。

○議長（板倉正勝君） 加藤君、いいですか。

○11番（加藤喜男君） はい。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第4、議案第3号 長南町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 第2条関係なんですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

法第91条の2第6項第1号と第2号の内容を、ちょっとかいつまんで教えていただければと思いますのと、8年を経過すれば徴収金を払えばいいと。じゃ、8年前に徴収金を払えばこの第1号、第2号が許されるのかとか。

あと、特別徴収金を徴収することができるということは、取らないこともあり得るのかということと、もしあった場合に、1町歩当たりにした場合にどのぐらいの金額が算定されるのか。4点お聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、ただいまのご質問、答弁させていただきます。

まず1つ目の、土地改良法第91条の2第6項第1号、第2号の行為の内容ということでございますけれども、この行為につきましては農地中間管理機構に中間管理権を設定した者、これは中間管理権を設定した者は、土

地の所有者とか相続が終わっていなければ相続人になろうかと思います。その方が、農地以外の用途に供するため、所有権を移転する場合が1つあります。また、土地の所有者自らが用途以外に供した場合、これが2つ目になります。また、中間管理権を解除した場合、そういうときにこの法に基づいて町が特別徴収金を徴収できるという内容でございます。

それから、質問2つ目ですけれども、8年前に徴収金を払えば今の行為が許されるのかということでございますけれども、8年前に徴収金を払えば許されるということではございません。

この8年は、工事完了の公告、工事が終わって公告いたしますけれども、その公告の翌年度から8年間の間という期間でございます。先ほどの土地改良法第91条の2第6項第1号、第2号の行為を行った場合、その特別徴収金が発生しますけれども、特別徴収金の発生、徴収できるまず始めの期間なんですけれども、土地改良法で事業計画を定めた旨を公告した日、これは県の計画では今年度の夏ごろを予定しております。そこから、今言った工事の完了の予定は、今、平成35年度を予定しているそうです。

その工事の完了の翌年度から8年間を経過しない間、そうしますと、8年後になりますと平成43年度になろうかと思います。ですから、今年の夏から平成43年の夏までの間に転用とかそういう行為をしますと、徴収金をいただされることになるということです。

あと、3つ目ですけれども、特別徴収金を徴収することができるということは、取らない場合もあるかということですけれども、想定できることは、例えば公共事業で宅地がかかって移転しなければならないということになって、この土地改良事業区域内に土地がなくて、どうしてもそこに移転するということになった場合、その土地が宅地の代替地になりますので、そのときは徴収をしないことにもするかなという、できないといいますか、しないことにするかなということになろうかと思います。

ただし、農振の用地、農地になりますので、どこでもというわけにもいかないと思いますので、その辺ができるかどうかはまた別として、除外ができるかというところにもなります。

あと、4つ目の1町歩の金額でございますけれども、県が今現在、事業計画費を算定していますけれども、概算事業費が6億2,700万円という概算事業費でございます。事業予定面積が75ヘクタールあります。町が負担する事業負担割合は、事業費の7.5%であります。先ほどの6億2,700万円の7.5%ですと4,700万円になりますので、面積が75ヘクタールで割りますと、1町歩、1ヘクタールでは約62万円という金額になります。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　いいですか。

○11番（加藤喜男君）　はい、わかりました。

○議長（板倉正勝君）　ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 長南町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第5、議案第4号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第6、議案第5号 長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第7、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） この条例の対象となっている職員は、今おるでしょうか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 対象者はということでございますけれども、現在のところおりません。

以上です。

○13番（和田和夫君） わかりました。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第8、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

原案に反対者の発言を許します。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 議案第7号に対して反対したいと思います。

引き上げを行うことは、住民の目線で考えますと必要ないと考え、よって反対をしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、左一郎君。

○10番（左一郎君） 現在の社会情勢は、緩やかな景気回復を受け、民間給与が公務員給与を上回る状況であり、人事院及び千葉県人事委員会では、公務員給与や期末手当等の引き上げを行うように勧告がありました。

今回の勧告では、民間の期末手当が4.41ヶ月に対し、私たちは4.30ヶ月であります。この差である0.1ヶ月分を特別職、一般職同様に改正するものです。

私たち議員は、自分の信念や政策の実現など住民の代表として活動しているもので、住民の利益を第一に考えるべきであると思いますが、議員も生活を営む一個人でもあります。そういう意味では、議員報酬はある一定の水準にあるべきと考え、本条例の改正に賛成するものです。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第9、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第10、議案第9号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 議案第9号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号と同じく、引き上げをすることは住民の目線で考えれば必要はないと考え、よって反対をしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

4番、御園生 明君。

○4番（御園生 明君） 賛成の立場から討論を行います。

人事院並びに千葉県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給与条例の改定案が本定例会に提出されております。

特別職についても、一般職との均衡を考慮した中で、期末手当の年間支給割合を改定するものと思料されますので、本改正案に賛成するものでございます。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第11、議案第10号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 保育士をはじめとする臨時職員に対して、期末手当の支給はされているかどうかをお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 臨時職員に対しての期末手当ということでございますけれども、規則によりまして、条件はついておりますけれども、条件を満たす者に対しては特別の手当ということで支給をしております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） やっぱり臨時職員に対しても、正職員と同じ仕事をしておりますから、これから考えていいってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 要望でいいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第12、議案第11号 諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第13、議案第12号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第14、議案第13号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第15、議案第14号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 前にお聞きしておるのかもしませんが、再度お聞かせください。

第9条第1項に次の1号を加えるということで第5号がございますが、このうちの特別な事情があるということがつけ加えられました。特別な事情というのはどういうことを大体想定するのか、教えていただきたい。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） この特別な事情がある場合ということなんですが、監獄などの施設に拘禁されている場合など、こういった状態ですと介護保険のサービスが使えない状態になりますので、こういった場合をまず一つ想定しております。

その他、不測の事態が起こった場合に、町長の裁量を認めるものとなっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） いいですか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 不測の事態をもうちょっと何か出ませんか。

○議長（板倉正勝君） 細かく、もうちょっと細かく。もっと。

○11番（加藤喜男君） もうちょっと、不測の事態の内容を。

○議長（板倉正勝君） わかりやすくということ。

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 今、いろいろな事態が、いろいろ予想不可能な事態も起きております。それを不測の事態という形でとらえておりまして、その中で、不測の事態ということでその場合が起こった場合、条

例を直して減免というような形にはなってしまいますので、そういった事態が起きた場合に、町長の裁量により減免ができるという一文を加えさせていただいております。

その中で、一つ想定されているのが、先ほど言いました監獄などで拘禁されている場合は、減免の対象になるということになります。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　いいですか。

○11番（加藤喜男君）　ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君）　ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号　長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第16、議案第15号　長南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 長南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第17、議案第16号 長南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 長南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第18、議案第17号 財産の無償貸付につき議決を求ることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） ご迷惑をかけましたけれども、医者からは5日からは大丈夫だと言われていますから。

あとほかの風邪でちょっと喉が痛いですけれどもね。

議案第17号について質問申し上げます。

ここに説明する書類がありますけれども、契約する内容について、以前も東小のときも議決されてから出したけれども、あの程度のものは議決するときに内容として提示してもよいと思うんですが、その辺について提示するお気持ちはないですかね。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　今、森川議員さんのご質問があったとおり、契約内容についての説明資料、そういうものはないのかと、提示するお考えがあるのかということなんですけれども、現在、その考えはございません。

よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君）　いいですか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君）　わかりました。残念です。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　いいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君）　議案第17号　財産の無償貸付につき議決を求めるについて反対です。

先ほど森川議員の質問にもありましたけれども、契約書は見せられないとのことです、議会で議決をするのに契約書を見せられないというのはおかしいと考え、無償貸付には反対をしたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君）　それでは、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

本件につきましては、ちょっと考えていただきたいと思います。本件は、町が企業を募集しております。そして、企業がそれに応えて事業計画を提出して、町が本件に臨んでおります。それをまず第1点に言います。

私はほかの観点からも言います。この件につきましては、長南町にとって大企業を誘致することについてつまづくことは、長南町の将来の発展、地域活性化に大きな禍根、負の遺産を残すことになると私は考えます。

したがって、この案件については強く、積極的に企業誘致を行っていくべきものだと私は考えます。

まず、1点目として、地域活性化、雇用創出に大きく貢献できる期待度が非常に高いと考えます。2点目と

して、貸し付け条件に対して災害時の避難場所、選挙投票所、地域住民の行うイベント事業には積極的に協力しているという点にございます。さらに3点目として、地域交流ゾーンなどを設けて、地元住民に対して交流の息づかいを大切にし、できるだけ地元、町に溶け込もうという観点がございます。4点目として、早く企業進出が決定されれば維持管理経費が企業負担となり、町の財政負担が著しく圧縮、縮減できる点にあります。さらに5点目として、企業誘致を推進していく上で、一般的には固定資産税相当額の奨励金、そういうものが必要となってきます。現時点では、新たな財政負担を伴わない無償貸付が一番望ましいものと私は判断します。

よって、この議案に賛成するものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

原案に反対者の発言を許します。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 議案第17号、財産の無償貸し出しについて、反対の討論をいたします。

耐震補強も施し、統合小学校としても十分活用できた校舎であり、気候も温暖、圈央道へのアクセスも容易で、町民の貴重な財産である学校を、町の活性化、町の発展の名のもとに、年商1,000億円の（株）マイナビに無料で貸し出すことに疑問を抱くところでございます。

さらに、今回の貸し出しは、昨年から無償貸し出しをした東小学校と大きく異なります。同社の提案では、外国人需要が見込める外国人旅行客との交流と、外国人を視野に入れてもおります。既に日本では120万人と、10年間で2倍の外国人労働者が急増しています。政府は、少子化で日本経済が低迷するとし、外国人労働者が急増しています。優秀な外国人を受け入れようというふうな施策もこの間總理は申しておりましたが、実際に必要なのは低賃金の単純労働者、介護、建設、農業などの分野です。

私は同社の計画の根っこには、外国人の研修を主目的にすることも十分予想され、また就農等の形で居つくことも考えられます。もしこのような状況になると、周辺集落や町の形態によくないことも想像されます。

それから、先ほど岩瀬議員の雇用に関しての見解も、町長、十分ではないと思っておるところでございます。

それから、今回の議案ですが、一般質問でお聞きをしたとおり、契約書の案が示されていないことあります。我々議会は、貸し出しに際しいろいろな意見があるにしても、契約内容も判断の一助にさせていただきたいと思うところであります。

議案は、まず議会運営委員会で協議されるわけですが、審議に十分な資料が提出されているのか、十分な審議をしていただきたいと思うわけであります。

以上、長くなりましたが、無償貸し出しと外国人に関するいろいろな弊害も予想されると判断したため、本議案に反対をするものであります。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、御園生 明君。

○4番（御園生 明君） それでは、賛成討論をさせていただきますが、本件は町が旧西小学校の跡地活用のために広く進出事業者を募集した結果、進出希望業者である株式会社マイナビの計画が、本町の活性化に大きく寄与するものと判断して、町と事業者が官民連携で共同事業を行うものであります。したがって、進出事業者は改修費と維持管理費を負担し、町は既存施設の無償貸し付けにより、双方が応分の負担を負うべきことが妥

当と判断されます。

また、本事業者の進出により、地元雇用の創出や観光事業による多方面への経済波及効果が大いに期待できるとともに、安定財源の確保にもつながるものと考えます。

そして、進出事業者は大手人材広告企業であり、本町の情報発信や農業等の活性化にも大きく貢献してもらえるものと確信しております。

よって、私は本議案について賛成するものでございます。

○議長（板倉正勝君）ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 財産の無償貸付につき議決を求めるについてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）日程第19、議案第18号 長南町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 長南町道路線の廃止についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第20、議案第19号　長南町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号　長南町道路線の変更についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第21、議案第20号　長南町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号　長南町道路線の認定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

## ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第22、議案第21号　平成29年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君）　1回聞いたことなんですけれども、又富の給水施設の改修なんですけれども、これを改修して次にあの土地を売り出すのかどうか伺います。

○議長（板倉正勝君）　では、1点でいいですね。

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君）　15節になりますけれども、又富団地の給水設備改修工事ということですけれども、これにつきましては又富団地内の集合住宅、大きな区画がありますけれども、今、水道管のほうが50ミリで入ってきてています。

この場所は、大区画、2,000平米くらいあるんですけども、個人の方が求めたいというお話を今来ております。ですので、50ミリから個人用の20ミリにかえるような工事をやらせていただきたいと思い、計上させていただいてございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　いいですか。

○13番（和田和夫君）　はい、わかりました。

○議長（板倉正勝君）　ほかにございませんか。

2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君）　実は、昨日マイナンバーカード、個人番号カードのことをちょっと教育民生のほうで聞いてびっくりしたことがあったんですが、12ページ、国庫補助金で、通知カード・個人番号カード関連事業事務に係る交付金で82万7,000円入っていますけれども、長南町でまだマイナンバーカードを取得している人が835人だとかいう人数をいただきましたが、この番号カード、要するにそこに含まれているＩＣチップにいろいろな情報を入力することによっていろんなことに活用できるという触れ込みで、国が大々的に進めていることなんですが、それが一向にその方向に進んでいないということを長南町としてどう考えるのか、あるいは国のほうからどういう指示が来ているのかということについて、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君）　マイナンバーカードの活用方法ということでおろしいでしょうか。

それにつきましては、国の方もなかなか進まないということで、マイナポータルということで、今、小幡議員からＩＣチップとかというお話がありましたけれども、そういうものを使って、例えば個人番号に関係なく使えるというようなことも、国の方では施策として考えているようでございます。

例えば、そういうインフラといいますか設備が整っている場所に行けば、そういうポイントとかそういうものにもかえられるような、そういうことも国のはうでは考えているようでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君）　いいですか。

2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君）　国のはうではそういう考え方もあるとかいうお話ですけれども、単純に考えると医者にかかる診療記録ですか、そういうものをＩＣチップに蓄えることによって、どの医者に行ってもマイナンバーカードを出すことによって、病人の履歴が一目瞭然にわかるというような活用方法も考えられるはずなんですが、長南町自体でそういう活用方法を考えていくということは考えていないんでしょうか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君）　長南町自体でということでございますけれども、それこそマイナンバーカードがまだそんなに普及していないという状況でございますので、現時点ではそういったもののカードの利用については、積極的にといいますか、ある程度の条件が整わないとなかなか、多分でございますけれども、これは推測ですが、かなりの莫大な費用がかかるのではないかというふうに考えておりますので、国からの財政支援でありますとか、ある程度のマイナンバーカードの普及が達成されてからでないと、なかなか独自の利用というというのは考えていけないのではないかというふうに思っております。

よろしくお願ひいたします。

○2番（小幡安信君）　わかりました。

○議長（板倉正勝君）　ほかにございませんか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君）　教育費関係をお聞きいたします。3点。

小学校費の教育振興費で、国際理解教育、32ページでございます。小学校費、教育振興費、2目委託料で国際理解教育指導委託料が70万円の減額の理由。それから、パソコン使用料が274万円の減額、この内容。それから、中学校費の同じページですが、3目学校施設整備費のエアコン工事が530万円減額と、3つの減額の理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君）　3点についてお答えいたします。

まず、国際理解教育の66万9,000円の減額でございますけれども、これはその上の英語指導助手委託料、67万円の増とありますけれども、これ相殺するというものでございます。

平成28年度まで中学校と保育所、小学校は主に別々な業者に委託しておりました。29年度も同様に2業者から見積もりをお願いし、小・中別々に委託を考えておりましたけれども、中学校のはうを委託しておりました業者が、そのＡＬＴが28年度末で退職しまして、平成29年度は小・中同一の業者に委託させていただきました。

しかし、小・中の見積もりの方法が異なりまして、当初中学校のはうは年間200日程度で見積額を計上する

のような形で、小学校の業者では授業時数の時間数に時間単価を掛けた見積額となっておりました。この別々の委託費を小・中の必要授業数で割り、1時限単価を算出した場合、小・中別々に必要時数を掛けたときに委託料の増減が発生したところでございます。

それから、小学校費のパソコン使用料の274万7,000円の減額でございますけれども、当初は5年の長期契約でやっていますけれども、そのときに予算額が1億34万4,000円の5年の予算額を計上させてもらいました。年に直すと2,006万9,000円でございますけれども、その後入札を実施いたしまして年間リースが1,732万1,040円ということで、29年度274万7,000円の減額をさせていただきました。

次に、中学校の普通教室等空調設備工事でございますけれども、586万2,000円の減額でございますけれども、これは普通教室9室分ということでございます。当初、2,000万円の予算を計上させていただき、その中には変電所の改修工事も含めておりました。設計の段階で、動力を増設しなくとも空調工事の電力を原油のままで賄えるということがわかりましたので、その分概算で400万円程度の減に加えまして、入札による差金を合わせて586万2,000円の減ということにさせていただきました。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） わかりました。

一番最初の英語教育の関係ですが、教師がかわるということも今お聞きしたわけですが、今回のその上の13節委託料67万円が追加されたということで、これも小学校の関係で使うんですよねというのが1点で、じゃ小学校費の中に何で入っていないのかというのが2点目です。

それから、パソコンについて、使用料が云々という話で5年契約云々ですが、中学校にはパソコンルームがある。小学校にもパソコンルームがあって、そこにパソコンがあって、なおかつＩＣＴ教育で相当なお金を使う、例のタブレットとかいうのと、小学校は両方があるということで考えておいてよろしいでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君） 2点目のほうを先に、小学校についてはタブレットと通常のパソコン、両方でございます。

英語指導助手業務委託料67万円と、国際理解66万9,000円でございますけれども、一応別々の業者のため見積もりを別々に計上していたんですけども、結果的に1業者になったということで、同じ答えになっているんですけども、今契約しているのが1時限幾らというような金額の見積もりの仕方で、当初英語指導助手のほうは年間200日程度で幾らということで、今の業者さんが1時限の単価ということで、中学校と保育所の授業時数と小学校の授業時数を全部足しまして、それで時間単価を除して、そうしますと当初の予算に差が出てきましたので、それを合わせたような形なんですかね、すみません、ちょっと説明がうまくいかないんですけども。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） さっき、同じ小学校で使うかどうかわかりませんけれども、同じ小学校で英語を使つ

て、業者が違う云々もあるかもしれません、小学校で使うのであれば小学校費の中の委託料の中をまた分けて入れておいてもよかつたんじゃないかなということで、間違っているかもしれませんけれども、そういうことでした。

それから、あとパソコンについてはもうタブレットしかないと。このパソコン使用料というのは、タブレットじゃなくて何だろうな、これはパソコン使用料というのはタブレットの使用料じゃないということだけ、お聞かせいただければと思います。

○議長（板倉正勝君） 加藤さん、これで終わりになるから、もう少しきちんと言ったほうがいいんじゃないの。細かく聞きたきやきちゃんと言ったほうがいいよ。終わりになりますよ。

いいですね、じゃ。

○11番（加藤喜男君） では、議長からそういうご指導がございましたので、もうちょっと詳しく伺いますが、パソコン使用料ということであれば、普通キーボードで打つパソコンだという頭があって、それが減額になつたということで、ここに載つておると。

先ほど、もうパソコンはないんだという話をして、あとはタブレットで今、小学校はやっているんだという話は議会は承知しておるわけすけれども、このパソコン使用料、何かパソコンが残っていて、これがどこかにあってそれを減額したのだから、金は払って余りが出たから減額したんだろうけれども、両方あるという発想で、ちょっと変だなと思って、その辺のつじつまが合うように説明していただければいいのかなと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君） 小学校のパソコンについては、タブレットプラス教職員のノートパソコンです。全部一式入っております。

この減額については、先ほどもお話ししたように入札で、当初1億34万4,000円の予算を5年、債務負担で計上させてもらっているんですが、その後入札して1年間が1,732万1,040円、当初の予算が2,006万9,000円ということで、274万7,000円の減額ということになりました。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 加藤さん、納得していないでしょう。

○11番（加藤喜男君） 聞くほうもちよとよく、びんときていませんから、また後で伺います。

○議長（板倉正勝君） 後で、課長、答えるようなものをつくってください。

ほかにございませんか。

4番、御園生 明君。

○4番（御園生 明君） 29ページの一番上なんですが、多面的機能支払交付金事業なんですけれども、この事業は地元負担のない事業であって喜ばしい事業でございますが、減額になった理由。

もう1点、その29ページなんですが、観光費の中で双眼望遠鏡の購入ということで減額になっておりますけれども、設置されたと思いますが、設置されてこの望遠鏡でどのぐらいの範囲が見えるのか、その辺を、私はまだ見ていないんですが、教えていただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） 多面的機能支払事業の242万1,000円の減額の理由ということでございますけれども、当初予算のときは活動団体が21組織ございまして、711ヘクタールの保全活動をしていただくということで、予算を計上させていただいたんですが、年度当初に1組織はこの事業から撤退することになってしまったということで、この組織の保全活動の面積が15.5ヘクタールで、この分が約130万円の減と。

それと、多面的機能支払事業は3つのメニューがございますけれども、そのメニューの一つで資源向上の長寿命化というメニューがあるんですが、この割り当て配分額です。通常の金額の91%は国の交付金でやっておるんですが、県の割り当て予算がこの事業、要望が多くて、91%にとどまってしまったと。それが100万円で、合わせて242万1,000円の減額と、そういう内容でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 2点目、産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、野見金に設置いたしました双眼望遠鏡、どのくらいの距離、遠くが見えるかというご質問でございますけれども、設置した望遠鏡は20倍という倍率の望遠鏡でございます。

天候によりますけれども遠くはスカイツリー、曇っていると見づらいんですけれども、天候がよければスカイツリーはよく見えます。また、銚子方面ですけれども、風力発電の風車が、飯岡というところでしょうか、あるんですけども、そちらのほうも天候ではよく見えます。遠くではそういうところが見えるようになっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） いいですか。

ほかにございませんか。

2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 関連することにもなるんですけども、いいですか。

○議長（板倉正勝君） 1回しかだめなのかな。先ほどやったりしているから。

普通3回までだけれども、別の問題になっちゃうとだめなんです。

○2番（小幡安信君） 別の問題。

○議長（板倉正勝君） 普通3回までだけれども、まあいいや、1回。次はだめ。

○2番（小幡安信君） すみません。

野見金公園、非常に眺望がいいということで双眼鏡も導入したということなんですが、前の藤見町長のときにもちょっと質問したんですが、もっとよい眺望のところが隣にあるわけですよ。今、町有地じゃなくて、元杉田さんが持っているところの展望台ですね。あそこのほうがずっと眺望がよくて富士山も見えるわけですが、前にそれをくれるという話を断ったという話もありましたけれども、今くれと言っても多分くれないでしようけれども、そこを何とか手に入れて、観光事業に役立てる気持ちがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 今のお話はユートピア笠森の展望台のことかなということでございますけれども、今は民間の会社が所有しているということになっております。

町にいただけるということではなくて町に払い下げという、有償かどうか、ちょっと私も定かではありませんけれども、そういうお話もあったかには聞いておりますけれども、町は譲り受けないということになったかと思います。

展望台の部分だけ町にということになろうかと思いますけれども、その辺は民間の業者ですのでまた交渉が必要になるかなと思います。要は、ホテル施設と展望台、セットがやはりユートピアの魅力かなと思いますので、切り離して展望台だけ町ということになりますと、相手とのまた交渉にはなろうかと思いますけれども、過去の内容を私も詳しくはありませんので、その辺があつて展望台は町のほうには譲り受けていないとかなというふうには感じております。

あと、展望台も建物と同時につくられたものですので、ある程度もう年数が経過していて古いこともあります。耐震性とか、また大規模な修繕も必要だということで聞いておりますので、その辺があつて町も譲り受けるということにならなかつたのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時40分を予定しております。

(午前11時25分)

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時40分)

---

## ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第23、議案第22号　平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号　平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第24、議案第23号　平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号　平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第25、議案第24号　平成29年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君）　7ページ、靈園施設費でのり面復旧工事がマイナスになりますて、また来年度も予算が出ておりますけれども、のり面工事はいつごろ終わるのかなということが、もしかればお願ひしたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君）　加藤議員さんの質問にお答えをいたします。

笠森靈園ののり面復旧工事でございますが、平成30年3月15日を工事の期限といたしまして、現在工事を実施しているところでございます。

状況につきましては、本体ののり面工事は完了いたしまして、影響を受けた墓石の移設の工事が6区画ございますが、それを残すところとなっております。完成につきましては、工事期限内に終わる見込みでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号　平成29年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

## ◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第26、議案第25号　平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号　平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

## ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第27、議案第26号　平成29年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号　平成29年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時を予定しております。

(午前11時47分)

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

◎議案第27号の質疑

○議長（板倉正勝君） 日程第28、議案第27号 平成30年度長南町一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 4点について質問をいたします。

一つは、38ページの地域おこし協力隊員の報償とあります。どんな業務で協力隊員を募集するのでしょうか。募集する隊員はどのようにしますか。お聞かせください。

次に、70ページの商工会館の建設の補助金ですが、補助金の何%を補助するのでしょうか。そして、いつごろ建設をしてでき上がる予定でしょうか。

3つ目は、地籍調査業務委託料についてです。予算が大幅に減っておりますが、今年度はどの地域をやりますか。今までに終わっている地域はどこか、お答えください。

次に、83ページの補助橋梁修繕工事なんですけれども、何が行われますか。また、場所はどこでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、まず1点目、和田議員さんの地域おこし協力隊員の関係で、どんな業務の協力隊員を募集するのか、何名程度かということなんですねけれども、これについては地域おこし協力隊については総務省のほうで平成21年から要綱を定めて実施しております。

協力隊員の活動内容そのものについては、国から例えば農林水産業への従事等、あるいは水、水源地の整備、清掃活動、あるいは環境保全活動、住民生活支援などいろいろと例示等は示されているところでございます。

現在のところでは、町としては人口減少、そういったものの対策としての移住定住促進、いわゆる都市部から長南町のどういうふうな感覚でもって見て、町に隠れた歴史や財産、そういった魅力を発見してもらって、プロモーションをしてもらうような分野での受け入れを現時点では考えてございます。

人員については、1名程度を予定しておりますということで、予算上の報償費については10月1日から採用でき

ればというような形での、半年間の報償費を計上しておるところでございます。

1点目については、以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 2点目について答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、予算書の75ページの商工会館の建設補助金のご質問でございます。補助の割合がどうかということでございます。

今、商工会が考えている事業費が2,770万円ということで、そのうちの86.6%、2,400万円を町が補助させていただくものでございます。

いつごろでき上がるかというご質問でございますけれども、今年度5月に総会で議決をいただいた後に建設にかかりたいということで、年内の12月を目標に建設完了をしたいということで聞いております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 3点目、4点目について答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、79ページの地籍調査業務委託料についてのご質問でございますが、新年度はどこを実施しますかというところでございます。

実施地区につきましては、外業ですね、地籍の境界立ち会いを実施する箇所といたしましては、岩撫地区と水沼地区を予定しております。また、この業務内容につきましては、昨年度実施いたしました豊原、竹林、長南の一部と千田地区の地籍図を作成する業務も入ってございます。

次に、今まで完了しているところはどこですかというご質問ですが、地籍調査事業、登記の完了はした地区が1地区ございまして、平成26年に境界立ち会いを実施いたしました長南地区が、本年2月1日で登記になつたということでございます。

また、境界立ち会い自体の外業の作業が終わった地区につきましては、現在5工区の一部まで完了しております、地名といたしますと長南、茗荷沢、報恩寺、小沢、中原、給田、千田、竹林地区が境界立ち会いのほうは完了しているところでございます。

続きまして、83ページの補助の橋梁修繕工事についてのご質問でございますが、何カ所を実施するのかという質問にお答えをしたいと思います。

本年度予定しております橋梁の修繕箇所につきましては、12カ所を予定しておるところでございます。場所につきましては豊原地先の一ヶ滝橋。また、芝原地先の東橋。小生田地先では作畠橋、第一宮前橋、献上谷橋、小土呂前橋。蔵持地先におきましては、白藤橋、竹之内橋。また坂本地先におきましては、峯岸橋。佐坪地先におきましては、松ノ関橋。長南地先では第一岩生谷橋。最後に茗荷沢地先の辻の前橋を予定しております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 地域おこし協力隊なんですけれども、やっぱりもう少し地域おこし協力隊の人をふやしてそこから定住をしてもらうと、そういう考えでもう少し、その後もあるんですけれども、人をふやせないのかということが1点。

2つ目、商工会館についてですが、やはりこれだけの補助金、86%を入れるということですから、その後の町としての使い方とか協力をお願いするということは、どういうふうに考えているんでしょうか。

それから、地籍調査、減っているのは国の予算ですからあれなんすけれども、年々減ってきてているのはしようがないと思うんですけれども、そのところはどうなんでしょうか。

4番目の橋のことはよくわかりました。

以上、3つのことについてお答えください。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　和田議員さんの最初の再質問の、もう少し人をふやせないかというようなご質問内容すけれども、国の肝いりで平成21年度にこれがスタートしたわけでございます。

状況は、発足当時、21年度は隊員数89名、取り組み団体数は地方自治体31団体でスタートしたわけでございます。その後、直近のデータですと28年度は隊員数3,978、取り組み団体数866団体というような状況で、現在県内では館山市で地域おこし協力隊員2名、鴨川市2名、南房総市1名、いすみ市が13名、大多喜町1名ということで、これは29年4月1日現在での千葉県下の地域おこし協力隊のメンバー19名ということです。

その後、御宿町、鋸南町が今、採用しているような状況を確認しておるところなんですけれども、ご案内の一おり地域おこし協力隊、各市町村間でやはり競争の状態です。なかなか、こちらに来ていただいて定着するというのも6割程度というようなことで、人をふやして移住定住に直結する中で結びつけていくことは、和田議員さんおっしゃられるとおり、我々もそういう気持ちではおります。

気持ちでいることはいるんですけども、やはりより厳選して、長南町のことを真摯に考えて、それで定着してもらうということについては、より採用する側のほうも慎重になっているというようなことで、各市町村の担当者に聞いてもなかなか当たり外れがあるというようなことも聞いていますので、我々としては最初に行う事業の内容、新規メニューですので、より慎重に進めていかなければということで、最初から2名、3名というような形だとまた悪影響を及ぼす場合もございますので、1名を先に、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　2点目。

産業振興課長、岩崎　彰君。

○産業振興課長（岩崎　彰君）　商工会館に関する2点目のご質問でございます。

どのようなほかの利用があるかということでよろしいかと思いますけれども、今現在も、地元の土手町という地区がございまして、集会施設、集会所の施設として現在も使われているということで、引き続き入り口を別にしてですね、夜間、自主的に使えるような間取りにして使っていただけるということで、公共性の考えを持った間取りにしていただけるということを聞いております。また、今も長南サービス会とか美容組合、それと各種商工会に関する団体の皆様も会合で使われているということでございます。

また、今、町が計画しております（仮称）渡邊辰五郎記念館においても、前を駐車場にすると。県道に面した面を駐車場にして、奥側に商工会館を建てるということで、そちらの記念館の駐車場としても利用を協力し

ていただけるということで聞いております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 3点目、お願ひします。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 3点目の地籍調査の事業費についてのご質問でございますが、平成29年度におきましては、地籍調査において2事業ございまして、交付金分と一般に行われている負担金分の事業2地区を実施したところによりまして、29年度につきましては2億4,000万円での事業費を見込んでおります。

また、平成30年度の事業費ですが、その2事業分のうち一つが境界の立ち会いがもう完了しておりますので、図面の製作ということで事業費が少し小さくなっております。もう一つが、1地区分の境界立ち会いということでございますのでその差額分が事業費の減少の理由でございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） いいですか。

○13番（和田和夫君） はい、わかりました。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 54ページの委託料ということで、民生費、子育て交流館管理委託料304万円と、例年もこんな感じだったと思いますが、結構ないい値段でありまして、何かほかにいい方法でもっと下げられないかなという感じがあるんですが、再度この内訳、304万円払う委託の内容についてお願ひをしたいというのが1点。

それから、77ページ、工事請負費、笠森町営駐車場トイレ整備工事2,450万円。附随する駐車場整備工事450万円等がありますが、この辺、何か所管の委員会にはあるのかもしれませんけれども、図面か何かがもうあるんじゃないかなということで、どういうレイアウトができるのか、図面を提出いただけるのかどうかお聞きしたいのと、今トイレがないわけじゃないということと、聞くところによると、何年かわからずませんけれどもリニューアルといいますか、直したという話がありました。

補助金があるかもしれませんのが、ここが必要な理由と、あと今までのところは誰の土地に建っておるのか、今建っているのは誰の土地に建っているのか、町有地なのか民有地なのか、その辺がもしわかれれば教えていただきたいというのが2つ目です。

それから、93ページ、教育費、学校施設整備費です。工事請負費400万円、中学校テニスコート改修工事ということで400万円が計上されてくるということで、これは児童クラブ施設との関係だとは思いますが、どのような工事内容になるのか教えていただきたいと。

それから、最後、101ページの給食所の修理がありますね。委託料、給食所屋上防水改修工事設計委託料108万円ということで、設計で108万円もかかるんですがどういう内容かということと、これからいくと1,000万円ぐらいかかる工事になるのかどうかわかりませんけれども、もうちょっと安くならないのかなと思って、内容をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 加藤議員、4点でいいですね。

○11番（加藤喜男君） 4点です。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） まず、1点目の子育て交流館の管理委託料についてなんですが、これについて304万円ということで社会福祉協議会のほうに委託をしております。

内容については、ほぼ管理人さんを日曜日を除く毎日置いていますので、その人件費がほとんどであります。時間900円でお願いをしているところです。あと、多少消耗品とかの費用についても、この304万円の中で見てもらっているということです。ボランティアとかそういった方々を活用できればもっと安くなると思いますが、今のところはこういった形でやっています。さほど高いものとは考えておりません。

よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） 2点目。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、77ページの観光費の中の笠森町営駐車場のトイレ整備工事、同じく笠森駐車場整備工事の関係でございますけれども、まず今の既存のトイレがいつごろ改修したかということでございますけれども、平成19年に便器と外壁の塗装をさせていただいたと記憶しております。また、今の既存のトイレはどこの土地に建っているかというご質問でございますけれども、公団上では、笠森寺の土地になってございます。

それから、新しいトイレをつくるということでございますけれども、間取りがどうかということでございます。今考えているのは床面積で38.9平米でございます。間取りにつきましては、男子トイレと多目的トイレということで3つの部屋を予定しております。女性用のトイレにつきましては、便器が6つです。男性用につきましては、大が2つに小が2つということでございます。あと多目的トイレは便器が1つということで計画を今しているところでございます。

また、なぜここに整備をするのかというご質問でよろしいかなと思いますけれども、笠森の周辺につきましては県立の笠森自然公園、それから笠森寺の自然林ということで、国の天然記念物にもこの周辺が指定されております。また、昭和46年からは町が自然歩道として笠森から野見金まで遊歩道を整備しました。その後、千葉県が首都圏自然歩道ということで、今、関東ふれあいの道ということでまた再整備がされて、県民、町民の皆様がウォーキングに利用されているという状況でございます。もう一つは、ご存じのとおり、笠森観音堂は国指定の重要文化財ということになっております。

そういうことで自然環境に触れ合える地区でありますし、また健康増進の施設、または歴史とか文化とかそういうことで、町の観光拠点ということで考えておりますので、観光資源の育成強化の観点からも、町が公衆用トイレ、駐車場の整備をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） すみません、1つ答弁を忘れておりましたけれども、計画図のほうはまだ全部

が完成したわけでございませんけれども、平面図はできておりますのでお見せすることはできますので、後日お見せさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 4点目について、学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君） それでは、中学校のテニスコートの改修工事関係400万円の関係ですが、児童クラブと現在あるテニスコートの間にもう1面をつくり直す工事でございまして、クレーコート、土で実施いたします。草や凹凸が今現在ありますので、その土をまず削りまして新たにテニス用の砂を入れ整地した後、ポールの設置とラインテープ等の設置をいたします。整備する面積は660平米程度となります。

次の、給食所の改修工事設計業務委託料108万円の関係でございますけれども、昨今の大雨、豪雨といいますかそういうものがありますと、調理場に雨漏りが結構してきている状況です。

数年前に一度、主にシート防水ですけれども、概算見積もりをいただきました。その金額については、1,900万円程度の概算見積もりをいただいたわけですけれども、30年度につきましては、31年度以降に工事をお願いする場合に入札をするための詳細設計が必要となりますので、108万円計上させていただきました。工事費の比率にしますと、6%弱ということでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） いいですか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） ありがとうございます。

子育て交流館の委託料304万円、社協に委託し時間900円だということであります。

私も何回かそこにお邪魔しておりますが、あそこでお子さんを連れてきているお母さんがメインでいっぱいいるわけですけれども、何かもうちょっと違うところで頼みようがあって、もうちょっと安くならないものかなと。例えば、来ているお母さん方の中で何かチームか決めてもらってですね。その後の管理は、草を刈るとかそういう管理はそちらでいいと思いますけれども、時間900円をずっと置いておくというのも、何かちょっとほかにこの分を使いたいなというような感じがありましたので、お聞きをいたしました。

それから、工事請負費の笠森か、図面は平面図があるということで見せてもらえるということで、それはよろしいんですが、今言ったとおり、これは笠森寺からの借り物であったということが今わかったわけでございます。無料か有償かわかりませんけれども、もう昔からの話ですのでこうなってきたんでしょう。それを町有地のほうに変えたいという面もちょっとどこかあるのかもしれませんけれども、結構なお金がかかりますので、いろいろ目的は今、お話しくださいました。

駐車場の整備もあるわけですが、これについて、駐車場、ちょっともう1件、どういう整備するか、わかれぱお聞きしたいのが2番目です、追加でお願いします。

それから、中学校テニスコートの関係で、4面あったのを1面がもう当然なくなつたということで、3面を残すということでしょうが、配列がどういう配列になるか知りませんけれども、学校の教育施設の中の体育設備というふうに考えた場合に、テニスコートの大きさは決まっていると。その周囲も、多分このぐらいなくちやいけないよという基準といいますか、そういうのがあるのかないのか。

それがあった場合、それを3面やってクリアできるのか。無理やりつくって周りがぎずぎずになって、3面ありますよというテニスコートになるのか、その辺、そういうのがあるかどうかと、3面をどういうレイアウトにするか、もしわかれれば、もう図面はできているんでしょうから教えていただきたいと。

それから給食場については、これは防水シートの関係のような感じの建屋でしたか。

この防水シート、学校もそうですし、改善センターもそうですし、給食所もそうだったということで、どうも金食い虫で、定期的にシートを張りかえなくちゃいけないという、何千万、何百万かかってしまうということで、今度こういう工法がいいのかどうか。余り上に平らみをつくってシートを張って、最後、また10年後に張りかえるというふうな工法はもうやめてもらって、水は傾斜に向かって落ちるんだというような、言ってみれば睦沢町の庁舎とかいろんな、屋根がついて水が落ちるというような感じで、シートで防水するというのはいかがなものかなと。

今後、建屋の設計等があればそこら辺を十分勘案していただいて、後のメンテナンスで莫大な金を使うようなことがないようにお願いしたいと思います。

これ、どうしても直さなきゃいけないんでしょうねけれども、結構な金で困ったなということですが、やむを得ないとすればやむを得ないということでわかりました。

ということで、駐車場の件と笠森、あとテニスコートの件。もう一回ずつお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） では2点で。

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、今の77ページの笠森町営駐車場の整備工事、450万円の関係でございます。

この事業につきましては、駐車場舗装の工事を新たにしたいということでございまして、場所につきましては、駐車場に入っていきますと真っすぐ行きますと、奥の堰に行く道がございます。道路の右側と言ったらよろしいんでしょうか。堰の手前になりますけれども、今まで宅地となっていた土地があつたんですけども、更地になっていましたけれども、そこが笠森寺の土地になっております。その土地をお借りして、町が駐車場として整備したいというものです。

理由をいたしますと、今回新たにトイレを建てる位置を、今の既存の駐車場側にしたいと思っております。道路に面した道路に近い方。今の既存の駐車場の奥側になりますけれども、そこに建てたいということで、5台分の駐車場がトイレで使用ができなくなりますので、それにかわるものでということで新たに駐車場をつくりたいということで、10台ちょっとにはできるかなと思いますけれども、新たにつくるということで計画をしているものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（板倉正勝君） もう1点。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君） まず、テニスコートの向きでございますけれども、前の向きと全く同じ方向ですね。ですので、今ある2面とは90度対比しております。

あと、基準でございますけれども、確かに建物を建てている状況で若干やっぱり前より狭くなりまして、なかなか試合とかはちょっと難しいかも……。ほぼ練習用かなということで。ただ、すみません、基準がどのぐらいかというのは、現在ちょっとわからない状況なんですけれども、若干、前より狭くなるということです。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 笠森の駐車場の件はわかりました。

よくあの奥の駐車場を、正月の警備とか何とかで警備員、行く、ボランティア、安全協会防犯たちがあそこで車をとめたりするところの近くだと思うんですけれども、減っちゃう分、つくるという話でよろしいんですが、どうも駐車場のレイアウトが、後ろが見えない、わからないような感じもあるかもしれないで、つくつたらつくったでちゃんと後ろにも駐車場がありますよというようなことを、あればいいんですが、またその辺説明のほう、案内板でもよろしくご検討いただければと思います。

それから、中学校のほうのテニスコートは、じゃ今ある2面と今1面残った部分がそのまま移動か、若干して残るということで、今言ったとおりもう建屋が建っていますから、すぐ壁面に近くテニスコートができる、練習用かもしれません、ちょっとなんかタイトだなという気がします。

先ほども言っていましたとおり、またちょっとお調べしておいていただいて、どうも何か体育施設もやっぱり基準というのがどこかにあるのかなという気もしますので、その辺、基準から外れればもう練習用で、その点、また十分ご検討していただく中で事業を進めていただきたいと思って、これで終わります。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） では、1点お願いします。

97ページ、文化財保護費の13節委託料について質問いたします。

今年度予算に850万円の支出が委託料で予定されておりますが、（仮称）渡邊辰五郎記念館建設事業委託料ですか、基本設計に進むべき要件として、その収益構造に疑問があります。予算は執行せずに建設は凍結、白紙にするべきという観点から質問いたします。

議会全員協議会の中で、渡邊辰五郎記念館基本計画案について集客予定数や収益構造を質問したところ、回答は1万人くらいですというざつとした説明でしたが、収益構造について数字的な説明がありませんでしたが、今一度わかっている範囲で来客見込み数と収益構造について、議会の場でのご説明をお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 1点、これだけでいい。

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、岩崎利之君。

○生涯学習課長（岩崎利之君） ただいまの森川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

全員協議会のときに、1万人くらいというようなところで確かに私もお答えいたしました。これにつきましては、県内の美術館やら郷土資料館、また最近の笠森観音とか長福寿寺に訪れる人たちの状況等から、1万人ぐらいを目標としたらという中で、設定をとりあえずさせていただいたところでございます。

そして、検討委員会においては確かにいろいろなところ、目安等も提示させていただきましてお諮りさせていただきましたが、またなかなか内容についてはまだまだ精査しなければならない状況ということもございま

して、皆様方にお示しできるようなものにまだ至っておらないというところでご理解いただきたいと存じますが、いずれにしましても、開館後5年をめどに自立できるものにしたいというふうに考えております。

そういうことで、今後もまだまだ課題等は山ほどございますが、この記念館を通して町民の憩いの場づくりを進めていきたいというふうに考えております。

ちょっと回答にならないかと思いますが、今のところそういう形で考えておりますので、ご協力、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 検討委員会の中では数字が出たというような話もありますが、私どももこの辰五郎を住民に説明しているときに、5年後自立と言われてもそれがどんなふうな自立なのかなとか、説明案をいただきましたけれども、これだけではわかりづらいですね。

やはり、ちょっと外れますけれども、一般質問しませんでしたが、その中で旧幼稚園の施設の建てかえについて知っていますかというミニアンケートを実施したときに、辰五郎記念館のほうも皆さんは建設賛成ですかというのを、賛成という人がなかなか聞けなかつたんです。ということは、多くはまだ町民に合意形成されていないわけですから、住民にあるいは町民に十分な合意形成、あるいは収益構造にリスクがあるかもしれないとか、そういうことについてはどんなふうな合意形成や周知を考えていますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、森川議員さんがおっしゃったように、この辰五郎記念館については、森川さんの言い分を聞いておりますとほとんどの方がこれには賛成していない、賛成している人の意見を一人も聞いていないというようなお話を聞いております。もし、本当に地元の皆さんが反対していると、賛成している人がほとんどいないということであれば、この事業そのものをどうするかというところまで考えていかなければならぬと私自身思っています。

したがって、この実施設計に入る前に地元説明会を開かせていただいて、住民の方の意見を聞いてみたいというふうに思っております。その中で、もちろん基本計画が3月末をもってでき上がるわけでありますので、基本計画に基づいた、今おっしゃったような収支計画とかそういったものもある程度煮詰めた中で説明会に入らせていただいて、地元の皆さんのお意見を聞いてみたいというふうに思っております。それによって、最終的に実施設計に入るかどうかを判断していきたいと、そのように私としては思っているところであります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 町長がそうやっておっしゃって、必ず住民投票の過半数という話ではなくていいとは思うんですけども、ただやはり合意形成とは非常に大事なことなので、その辺はお願ひして、この質問は終わります。

---

#### ◎動議の提出、予算特別委員会の設置、議案第27号の予算特別委員会への付託

○議長（板倉正勝君） ほかに。

3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） 議長、動議を提出します。

ただいま議題になっている、議案第27号 平成30年度長南町一般会計予算については、内容が極めて複雑多岐にわたるものであり、さらに詳細に審査、審議をする必要があると思いますので、議長を除く13名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することを提案します。

[「賛成」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） ただいま岩瀬康陽君から、議案第27号 平成30年度長南町一般会計予算については、議長を除く13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議が提出されました。

岩瀬康陽君の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については、議長を除く13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議は可決されました。

このまましばらく休憩をします。

(午後 1時44分)

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時45分)

---

### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第29、議案第28号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） わからないことがあるので、質問をさせてもらいます。

1つは、町の18歳未満の子供の数、またその子供のうち国保の加入者はどれくらいおるのでしょうか。2つ目は、18歳未満の子供の均等割を全額免除した場合、また均等割を3割にした場合。3つ目は、18歳未満の子供が3人以上いる場合に必要な額は幾らになるでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、今の質問にお答えさせていただきます。

この3月1日現在の状況で申し上げます。

町の18歳未満の人数につきましては856人でございまして、そのうち国保加入者数は118人となっております。2点目の質問の均等割額を全額免除した場合につきましては、401万2,000円となります。3割にした場合では120万3,600円となります。子供が3人以上いる場合の1世帯当たりでは10万2,000円でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君）　いいですか。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君）　今おっしゃられたように、全額免除で401万円、3割免除でも120万円、また子供が3人以上いる場合は10万2,000円ということです。

全国知事会の中でも、子育て支援の観点から子供の保険料や均等割の軽減などの負担の措置などをお願いしております。また、埼玉県ふじみ野市では今年4月から第3子以降の子供の保険料を免除する。北海道旭川市も行っております。

こういう観点から、18歳までの子供が3人以上いる場合は年間でも10万2,000円、また3割負担を免除した場合でも120万3,600円ということで、そのように負担を軽減してもらうことはできないでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君）　和田議員さんの子供の関係の均等割の免除につきましては、今回平成30年度の国保の大改革におきましても、国でも議論をされたところでございます。

しかしながら、議論はしたもの、やはり子供の均等割につきまして免除してしまうと、低所得者、他の困難を抱えている世帯との比較をしたときに、子供の減免がそちらのほうにしづ寄せもいくというようなことから、国でもまた今後、詰めていくというようなことで言われております。

長南町におきましても、国がそのような状況でございますので、町独自での減免を今は考えていない状況となります。

○13番（和田和夫君）　わかりました。

○議長（板倉正勝君）　ほかにございませんか。

5番、松野唱平君。

○5番（松野唱平君）　国保税の現年課税分につきましては、目標収納率95.4%が、保険者努力支援制度では平成30年度から、それから千葉県国民健康保険運営方針では平成33年度からと求められておりますけれども、収納率95.4%の達成は可能かどうか、伺いたいと思います。また、その対応策があるのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君）　それでは、お答えさせていただきます。

収納率95.43%が達成できるかということで、平成30年度から国保の大改革の年に合わせまして、達成目標がされました。

そこで、平成29年度で考えてみると、29年度の調定額現年分では2億4,000万円でございます。そして、その決算見込み額は2億2,600万円、収納率にしますと94.2%を見込んでおります。94.2%を95.43%まで上げるには、収納額をもう300万円ほど増さなければなりません。

そうしますと、現在現年度分では11月、12月に臨戸徴収をいたしまして、また出納整理期間の4月、5月に臨戸徴収をしまして納付を促しているところでございますが、その分が納付としては6月、7月にずれ込みまして滞納繰り越しとなっている状況でございます。このずれ込みを、前倒しすることができれば、300万円の収納額をふやすことができ、徴収率95.43%を達成できると考えております。

2点目の対応策でございますけれども、今、冬と春先に年2回臨戸徴収している分を、その臨戸徴収を例えれば2カ月に1度回数をふやすとか、あとは地方税法に定められております差し押さえを強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（松野唱平君） 了解しました。

○議長（板倉正勝君） いいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 議案第28号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計予算に反対をしたいと思います。

平成30年度から国保は都道府県化になり、2月に発表された千葉県の試算では、保険税が2,571円値上げになるとのことでした。しかし、長南町は担当者と町長の決断で据え置きを表明されたことは、大きな決断だったと思います。

これから子供の数が少なくなっていく、子育て支援の観点から18歳未満の被保険者の均等割をなくすように全国的に進められておりましたので、我が町でも進めていくようお願いをして、反対をしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、河野康二郎君。

○6番（河野康二郎君） 賛成の討論をさせていただきたいと思います。

平成30年度の長南町国民健康保険特別会計予算は、対前年比15.6%の減、11億2,870万円となっています。

これは、国民健康保険が県広域化に伴い、県が財政運営の主体となることから、県内の被保険者にかかる医療給付費を県全体で負い、町は県に納付金を納めることで安定的な保険財政運営のための新たな仕組みとなっ

ております。

平成30年度予算に関しては、高額薬価の利用が平成29年度、少なかつたため、急激な給付費の上昇はなかつたものの、前年度の状況及び高額療養者の見込み、3カ年の平均給付費等の伸び率を考慮し算定を行う中で、保険給付費は年間約8億2,100万円程度必要になっています。しかしながら、被保険者数は前年度より160名程度減少しており、国保税の収入は2億1,300万円で、前年度より2,600万円程度少なくなっている状況です。

国民健康保険は、けがや病気のときに安心して医療が受けられるように国保加入者の皆さんに保険税を出し合って制度化されている健康保険制度であり、住民の健康を守り、国民皆保険の根幹を維持していくための予算ですので、平成30年度予算については賛成していきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第30、議案第29号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

原案に反対者の発言を許します。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 議案第29号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計予算に反対をしたいと思います。

平成30年度、31年度の保険料が、均等割が4万400円から600円値上げをされ4万1,000円に、所得割は17.93%から0.04ポイント引き下げられ7.89ポイントに、また1人当たりの保険料は7万1,719円から878円値

上げされ7万2,597円になります。

千葉県後期高齢者医療連合会には、65億9,621万円の財政安定化基金があります。埼玉県は、この財政安定化基金を活用し、保険料を下げました。千葉県も財政安定化基金を活用して引き下げを行い、加入者の負担を減らすべきだと考え、引き上げに反対をしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 賛成討論をさせていただきます。

平成30年度予算において保険料率が見直されておりますが、千葉県後期高齢者医療広域連合において、2年ごとに見直しが行われることになっております。今後2年間は、医療給付費の増加などにより保険料は増加するとのことです、2年間を通じた財政の均衡が保てるよう、保険料等を定めたと伺っております。

なお、本予算においては、千葉県後期高齢者医療広域連合において、全県下を見据えた中で示された額に基づき予算が編成されたとのことであり、今回提案されている予算は後期高齢者医療制度を維持し、運営するために必要不可欠なもので、妥当なものであると考えますので、本予算については賛成するものであります。

よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては2時20分を予定しております。

(午後 2時04分)

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

---

### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第31、議案第30号 平成30年度長南町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 議案第30号 平成30年度長南町介護保険特別会計予算について、反対をしたいと思います。

平成30年度から32年度の保険料は、8,000万円の準備基金を取り崩し、現状の保険料を維持する設定になりました。3年間、保険料の値上げをしないという担当者と町長の決断に感謝を申し上げます。

本人の希望ではなく、一方的に国の施策として要支援1、2の人が地域支援事業へ移され、町が一生懸命になってその人たちの支援を進めています。国から町への移管、保険外しなどが進められ、町としての責任と仕事量がふえてきています。

誰もが安心して老後を送れる、負担増など軽減を掲げた制度でした。それが次々と保険外し、サービス削減、介護施設の運営困難、利用者負担増が進んでいるのが現実であります。

町としての介護福祉に対する努力を評価しつつ、こうした制度の後退ではなく、充実を国に強く求め、町独自のサービスの充実、負担軽減をしていくことを求めて、反対をしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、河野康二郎君。

○6番（河野康二郎君） 賛成討論をさせていただきます。

平成30年度介護保険特別会計予算については、第7期介護保険事業計画にのっとり、年々増加する介護や支援を必要とする高齢者へ、安定した介護給付やサービスが提供できるように必要な予算を編成したものとなっています。

また、有効的に基金を取り崩し保険料を抑制するなど、持続可能な保険運営とするための配慮、第7期で取り組むべき認知症初期集中支援チームにかかる経費も計上されており、本町における介護保険特別会計予算として適正であると判断します。

よって、本予算に賛成します。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成30年度長南町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第32、議案第31号　平成30年度長南町笠森靈園事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号　平成30年度長南町笠森靈園事業特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第33、議案第32号　平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号　平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第34、議案第33号 平成30年度長南町ガス事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 1点だけなんですけれども、白ガス管の工事なんですけれども、かなり進んできていると思いますけれども、今どれくらいまで、何%ぐらいまで進んできているのかお答え願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

○ガス課長（大杉 孝君） 白ガス管の入れかえの工事の関係ですけれども、平成29年度末では、29年度、4.2キロ実施いたしまして残りが11.1キロ、改善率は94%となっております。

以上でございます。

○13番（和田和夫君） わかりました。

○議長（板倉正勝君） いいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成30年度長南町ガス事業会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

このまましばらく休憩します。

(午後 2時30分)

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時31分）

---

### ◎諮問第1号の採決

○議長（板倉正勝君） 日程第35、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについては、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

---

### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第36、発議第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

4番、御園生 明君。

○4番（御園生 明君） 発議第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書提出について、提案理由を申し上げます。

千葉県循環器病センターは、千葉県内屈指の循環器病の基幹病院として、循環器病に係る高度専門医療を提供するとともに、市原市周辺地域における二次救急病院として、心筋梗塞や脳卒中等、重篤な救急患者の受け入れ病院として地域に貢献してまいりました。また、総合病院としての機能も備えていることから、市原市南部地域住民のみならず、本町や長生郡市など近隣市町村の地域病院としての役割も担っております。

しかしながら、千葉県は平成29年6月に策定した千葉県立病院新改革プランにおいて、人口密集地域から遠いことや入院患者の減少を問題提起しており、千葉県循環器病センターの存続が危ぶまれています。

今後も近隣市町村において高齢化が進み、高齢者の救急搬送は増加が見込まれ、搬送にかかる時間が長くなれば生命に影響を及ぼす可能性も高くなると考えられ、また医療機関の少ないこの地域において千葉県循環器病センターが果たす役割は大きく、周辺地域住民の安心・安全な生活を守るためにも存続が強く求められております。

したがって、千葉県においてはこれまで同様の医療サービスが提供できるよう、現在地において千葉県循環器病センターの存続を強く要望するため、千葉県知事宛てに意見書を提出するものです。

議員各位には、本案の趣旨をご理解いただきご賛同くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから発議第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書提出についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） この意見書の内容について全く同感でございまして、そのとおりだと思っておりますが、参考までに近隣市町村のこの意見書の関係の動向について、事務局でもよろしいですから、近隣市町村の状況がわかれればお聞きしたいなと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

議会事務局長、大塚孝一君。

○議会事務局長（大塚孝一君） それでは、私のほうから、ただいま加藤議員さんからの質問に対して答弁させていただきます。

近隣の市町村につきましては、今回の定例議会において発議等で提出されるような形をとっておりますので、ほとんどの近隣市町村は意見書を提出するような形になると思われます。

以上でございます。

○11番（加藤喜男君） ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） いいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

## ◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

予算特別委員会審査等のため、明日3月7日から8日まで休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

予算特別委員会審査等のため、明日3月7日から8日まで休会とすることに決定いたしました。

なお、3月9日の会議は、議事の都合により、特に予算特別委員会終了後に繰り下げる開くことにいたします。

本日はこれで散会とします。

皆さんにお知らせします。

さきにお知らせしました第1回目の予算特別委員会を3時から開催しますので、議場にご参集ください。

(午後 2時39分)